

芸術文化振興基金の 「遺贈による寄附制度」のご案内

資産の遺贈（遺言による寄附）を希望される方々のご便宜をお図りするために、当振興会では信託銀行と提携しております。遺言書作成のご協力と遺言書の保管から遺言執行手続きまで、あなたのご篤志の実現を三井住友信託銀行がサポートします。遺贈によるご寄附に対しては、原則として相続税はかかりません。

独立行政法人日本芸術文化振興会

「芸術文化振興基金」は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的としています。

「芸術文化振興基金」は、基金として政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の合計653億円を原資として、その運用益をもって芸術文化活動に対する助成に充てています。

相続税の優遇措置

- ① 遺贈により当振興会（芸術文化振興基金）に寄附された財産は、原則として相続税は非課税です。
- ② また、相続人などが、相続や遺贈により取得した財産を相続税の申告期限までに当振興会に贈与した場合には、原則として贈与をした財産の価格は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。（租税特別措置法、施行令より）

〈遺贈による寄附制度〉の流れ

1

事前のご相談



ご相談いただいた方に、当振興会の提携信託銀行をご紹介します。
直接、信託銀行へご相談いただくことも可能です。



2

相続コンサルティング



全国の本・支店で遺言書作成のコンサルティングサービスを提供します。

3

遺言書の保管・管理

遺言信託業務に基づき遺言書を保管・管理します。
この寄附制度をご利用の方には遺言信託基本手数料の割引もございます。

※詳細は別途お問い合わせ下さい。

4

遺言の執行



御逝去の連絡を受け、遺言内容の執行業務を行います。ご遺志に従い、相続人等への遺産配分、芸術文化振興基金への寄附を行います。

5

ご寄附の受入・活用



日本の芸術文化の振興・普及に、大切に活用させていただきます。



お問い合わせ・ご相談

独立行政法人 日本芸術文化振興会
基金部企画調査課

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1
電話 03-3265-6302

三井住友信託銀行株式会社
リテール受託業務部

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1
電話 03-5232-8635
※最寄りの本・支店でも承ります。